

米子市空家等対策計画（素案）に対する

市民意見公募の実施結果について

米子市では、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成30年度に「米子市空家等対策計画」を策定することとしており、「米子市空家等対策計画（素案）」について、市民意見公募を実施しました。

本計画素案に対して、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

1 実施概要

(1) 意見公募の期間

平成30年11月5日（月）～平成30年12月5日（水）

(2) 公表方法

米子市ホームページ掲載、米子市役所住宅政策課、米子市淀江支所地域生活課、米子市行政窓口サービスセンター、ふれあいの里1階案内、米子市内各公民館

2 意見公募実施結果

(1) 意見数

提出者数： 4人

(2) 意見内訳

意見数： 13件

いただいたご意見とご意見に対する本市の考え方

※詳細については、2ページ以降に掲載しています。

**米子市空家等対策計画（素案）に対する市民意見公募
いただいたご意見とご意見に対する本市の考え方**

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
1	<p>空家の利活用について、ゲストハウスや大人向け・高齢者向けのシェアハウスなどを作ってはどうか。</p> <p>例えば、子供が独立して1人暮らしになる親のために同世代の人とルームシェアをすとかはどうか。</p>	<p>空家等は個人の財産であり、基本的に所有者等が改修を行うことになりませんが、空家等の利活用の促進については、関係団体とも連携しながら引き続き検討していきます。</p>
2	<p>近隣の高齢化も進んでおり、昨今の災害の被害を目の当たりにすると、いざというときの対応も日々考えざるを得ない。鳥取県中部地震の話を知ると、やはり最後に当てになるのは、隣近所の日頃からの結びつきだということが明確になっているので、公民館・自治会活動のベースとして、「向こう三軒両隣エリア」単位のつながりを想定した空き家対策の計画もあってよいのではないかと考える。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>家主、管理者の承諾を得て、米子市が無償譲渡を受けて、有効活用する。あるいは、土地購入希望者があれば、一定の条件をつけて安価で払い下げる。</p> <p>（※一定の条件とは、例えば、地域の活性化のために有効活用する場合など。）</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>家主、管理者が、土地付きでの売却を提示していても、3年に渡って買い手がつかず、その先も売却の目処がたたず、家屋倒壊や環境悪化による近隣への影響がある場合、米子市は速やかに空き家を解体し更地にするように家主・管理者に督促する。その場合において解体する場合に、費用を一部補助する制度をつくる。上記の物件の購入者に対しても、同様に補助する。</p>	<p>倒壊等の危険性がある特定空家等については、法に基づき助言・指導、勧告、命令など、適切に措置を講じます。</p> <p>また、特定空家等の所有者等による除却に対して補助制度の創設を検討しています。</p>
5	<p>家主・管理者あるいは物件購入者が、災害や高齢者対策または地域活性化を目的に、新築あるいは改築し活用する場</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
	合に、費用の一部補助あるいは固定資産税の免除や軽減措置を行う。	
6	<p>神戸市居住支援協議会の例で、住まいの家財について、片づけを行うサービスがある。</p> <p>米子市においても、片づけることに対して補助金などの制度を検討していただくと良いと思う。空き家予備軍も有効活用しやすくなるのではないかと。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>意識啓発のセミナーをチームで行く。</p> <p>空き家情報バンクはもう少しネーミングをおもしろくしたらいいのではないかと。「毎日カメムシと格闘するほど自然あふれる住まい」とか「海が見えるだけの家」など、鳥取県らしいだじゃれなどで表現することも良いと思う。</p>	<p>本市では、協定を締結している関係団体と連携して「空き家相談会」を実施しており、今後は「空き家セミナー&相談会」としての実施を検討しているところです。</p> <p>空き家情報バンクについては、今後名称も含めて改善を検討することとしております。</p>
8	<p>D I Yを指導できるような業者と連携するのはどうか。D I Yを指導するセミナー等を開催することも良いと思う。</p>	<p>関係団体と連携しながら検討していきます。</p>
9	<p>特定空家等の措置における助言・指導、勧告で「立木竹の伐採その他周辺の生活環境・・・」という表現について、空家の樹木の伐採を行った経験から、助言・勧告表現の変更を求める。</p> <p>樹木等の手入れ、伐採以前に、敷地に放置された廃棄物（窓ガラス、釘付きトタン、壊れた陶器類・金属製品、家具等々）があり作業する上で危険であり、困難さがあつた。依頼者も隣地に影響を与えている樹木を伐採しておけばとの思いから依頼されたであろうが、足元、作業通路に廃棄物があつては作業にならない。まずは廃棄物の整理からと思う。</p> <p>本計画書においても廃棄物関連は「そ</p>	<p>本計画における助言・指導、勧告における表現については、空家法第14条第1項及び第2項に即して記載しておりますので、表現の変更は考えておりません。</p> <p>なお、特定空家等に対する措置に廃棄物への対応等が含まれるか否かについては、個別の事案に応じて判断することになります。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
	<p>の他生活環境の保全・・・」という表現に含まれているとも読めるが、本計画をより実効性をもたせるため「敷地内の草木、工作物、廃棄物等の整理」のような表現はできないか。</p>	
10	<p>P 3 8 跡地の利活用について、「・・・土地利用価値の向上に取り組みます。」だと具体性に欠けている。「空き地情報を登録する」、「庁内関係課と連携しながら」程度の表現があっても良いのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記述を加筆します。</p> <p>(旧)「…適切な管理と跡地の利活用を促し、地域の環境改善や土地利用価値の向上に取り組みます。」</p> <p>(新)「…<u>関係団体等と連携し、適切な管理と利活用を促進することで</u>、地域の環境改善や土地利用価値の向上に取り組みます。」</p>
11	<p>空家発生予防には、空き家となるおそれのある所有者と日常的に交流ある民生委員とか自治会役員からの情報収集を行い、早めの啓蒙・相談活動が大切だと考える。しかし、庁内推進体制としてこれらの所管課が推進委員に含まれていない。民生委員、地域の情報をくみ上げることのできるトータルな地域づくり体制を望む。</p>	<p>空家等対策を推進するうえで地域との連携は重要だと考えております。関係課と協議しながら、施策の内容に応じて必要な体制を検討していきます。</p>
12	<p>総合政策課の空き家情報バンクに、「空き地」情報も追加してはどうか。</p>	<p>空き家情報バンクについては、今後改善を検討することとしており、その中で空き地の取扱いについても検討します。</p>
13	<p>P 4 1 地域・関係団体との連携について「空家等の適切な管理を促進します」では弱い。「・・・促進し、減少をめざします。」ぐらいは表明してもらいたい。</p> <p>空家発生の原因には都市計画的なものもある。耕作放棄地の空き地も含めた、市民参加による「まちづくり空き地対策」のための意見交換、検討、提案の場の設置を望みます。</p>	<p>「地域・関係団体との連携」は、第5章「空家等の実施体制に関する事項」の中で、実施体制について記載しているものです。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

【お問い合わせ先】
米子市 都市整備部 住宅政策課
〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
電話 0859-23-5288
ファクシ 0859-23-5396
電子メール jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp